

事務連絡  
平成24年12月27日

各都道府県 社会福祉施設整備担当者 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

総務省行政評価局による災害時要援護者関連施設に係る土砂災害防止対策の  
実態把握結果について（情報提供）

社会福祉施設等の土砂災害対策の推進につきましては、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号 国河砂第57号 厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進についてお願いしているところですが、今般、総務省行政評価局が災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行い、その結果について別添のとおり公表を行うとともに、当該結果を踏まえて土砂災害防止対策を推進するよう当省宛に通知がなされたところです。

各都道府県におかれましては、本結果を踏まえ、都道府県砂防部局や管内市町村と緊密に連携し、社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底を図っていただきますようお願いします。

なお、本件につきましては、貴都道府県内の高齢者関係施設、障害児者関係施設、児童関係施設の担当部局に対して情報提供を行っていただくとともに、管内市町村（政令市・中核市含む。）に周知していただきますようお願いいたします。

また、本件につきましては、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課から各都道府県の砂防部局に対しても情報提供されていることを申し添えます。

記

【総務省行政評価局による実態把握結果のポイント】

**1 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握**

土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが4県で39施設

→ **砂防部局と民生部局の情報共有の徹底**

**2 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応**

土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり

→ **民生部局、砂防部局及び市町村が連携して災害時要援護者関連施設の新設情報を入手し、同施設の新設計画者に対して適切な情報提供等の実施**

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局指導課

総務省行政評価局による災害時要援護者関連施設に係る  
土砂災害防止対策に関する実態把握結果について（情報提供）

今般、総務省行政評価局が災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策の実態把握を行い、その結果について別添のとおり公表を行うとともに、当該結果を踏まえて土砂災害防止対策を推進するよう当省宛に通知がなされたところです。

各都道府県におかれましては、本結果を踏まえ、都道府県砂防部局や管内市町村と緊密に連携し、都道府県内の土砂災害のおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所）について、砂防部局から情報提供を受ける等により、医療提供施設の土砂災害対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、管内市町村（政令市・中核市含む。）及び関係団体に対しても周知していただきますようお願いいたします。

また、本件につきましては、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課から各都道府県の砂防部局に対しても情報提供されていることを申し添えます。

記

【総務省行政評価局による実態把握結果のポイント】

※ 医療提供施設も災害時要援護者関連施設に該当することから、「民生部局」を「衛生部局」と読み替える

**1 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握**

土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設の把握漏れなどが  
4県で39施設

→ 砂防部局と衛生部局の情報共有の徹底

**2 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応**

土砂災害警戒区域内に新規立地されている例が4県で60施設、施設の新設計画者への情報提供等が実施されていない例あり

→ 衛生部局、砂防部局及び市町村が連携して災害時要援護者関連施設の新設情報を入手し、同施設の新設計画者に対して適切な情報提供等の実施